

不正競争防止法を巡る状況について

令和6年12月

経済産業省知的財産政策室

目次

1. 前回小委員会からの動き

- (1) 各種資料の改訂
- (2) 周知活動の実績
- (3) 外国公務員贈賄に関するワーキンググループの開催

2. 営業秘密を巡る近年の動向

- (1) 営業秘密関連の刑事事件・企業相談の推移
- (2) 令和5年以降の主な事案
- (3) 情報漏えいの傾向

3. 営業秘密に関する取組み

- (1) 従業員向けパンフレット「知っておきたい営業秘密」の作成・公表
- (2) 海外における営業秘密漏えい対策支援事業（中小企業アウトリーチ事業）

4. 知的財産に関するその他の取組み

5. 議論いただきたい論点

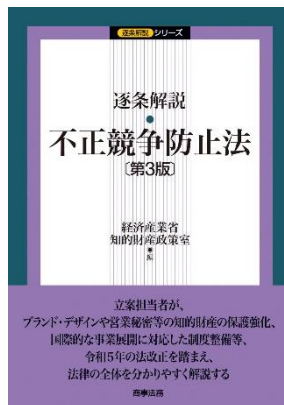
1. 前回小委員会からの動き

(1) 各種資料の改訂

- 令和5年改正不正競争防止法の施行（令和6年4月1日施行）を踏まえて各種資料を改訂。

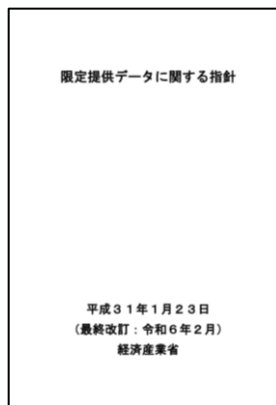
逐条解説（令和6年3月刊行）

- ・ 令和5年改正の改正事項を踏まえて追記・修正



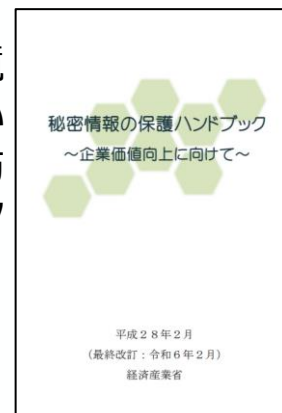
限定提供データに関する指針（令和6年2月公表）

- ・ 令和5年改正（限定提供データの定義（保護範囲）の見直し）に伴い、指針の関連記載を修正



秘密情報の保護ハンドブック（令和6年2月公表）

- ・ ①「限定提供データ」の保護範囲、②使用等の推定規定の拡充、③国際的な営業秘密侵害に係る手続等に関する記載を追記
 - ・ 前回改訂以降に発出された「各種ガイドライン」（例：「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」・「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」（水産庁））等を反映
 - ・ AIの利活用が進展などの環境変化に合わせて、意図しない情報漏えいインシデントを防ぐ上での留意点・流出リスクについて記載の見直し
- 等



<参考> 「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂内容 (生成AIに関する記載抜粋)

- 生成AIへの情報の不用意な入力を通じた、意図しない情報漏えいへの注意喚起

はじめに（「秘密情報の保護ハンドブック」冒頭）

（略）

加えて、情報管理・利用のあり方は絶えず変化しており、A I（人工知能）を活用した新たな情報利用・創出の場面が増えてきており、これらを活用することで業務の効率化、新たなビジネスの創出など事業者・企業に有益なものとしてその普及・利用の拡大が期待される。一方で、例えばA I 開発におけるデータ学習時や外部の生成A I への情報の不用意な入力を通じて、意図しない情報漏えいにつながる懸念も皆無ではなく、情報漏えいへの対策を講じながら新たなツールの効果的な利用を進めつつ、情報漏えいへの対策を両立させることも重要といえます。

<参考> 「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂内容 (生成AIに関する記載抜粋)

- 秘密情報の取扱い方法等に関するルール化についての記載

3－3 秘密情報の取扱い方法等に関するルール化（「秘密情報の保護ハンドブック」28頁）

(1) ルール化の必要性とその方法

(略)

- さらに、近年、A I 技術の進展を踏まえて、外部の生成 A I などを事業・業務の中で利活用する動きが増えていますが、利用しようとする生成 A I などの情報管理の状況、すなわち入力した情報が社外に流出・公開等されてしまう可能性があるのかどうかを踏まえてこれらの利用の当否を判断する、これらの利用に当たっては社外に流出されてしまったら困る情報は使用（入力）しないといった対応を講じないと、秘密情報が社外に流出等してしまう可能性があります。
このため、生成 A I などを利用する場合には、予め許可された生成 A I を用いるようにするとともに、適切に定められた基準に基づいて予め許可された情報のみを使用（入力）すること等とするルールを定めることは、秘密情報の漏えい防止に効果があるため、生成 A I などの利用に際して従業員が遵守すべきルールを定めることが必要です。

<参考> 「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂内容 (生成AIに関する記載抜粋)

● 「秘密情報の保護」の視点からのAI利用に関するコラムを参考として記載

(参考) 「秘密情報の保護」の視点からのAI利用(「秘密情報の保護ハンドブック」3頁)

近年の生成AIの進展に伴い、あまりAIを利用してこなかった多くの企業や組織においてもAIのビジネスへの活用がこれまで以上に意識され、広い範囲で実際に業務への適用が始まっています。様々な業種の業務効率化を始め、利用の仕方によってはこれまでになかった新しい事業も期待できるAIですが、大きくクローズアップされた利便性の傍ら、AIを利用する際には留意しなければならない様々なリスクが存在します。活用するケースや環境ごとにどのようなリスクがあるのかについては、経済産業省から公開されている「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」等に、リスクを洗い出す分析に関する指針について述べられています。

そうしたリスクには、情報漏えいに直結するものもあります。機械学習に基づくAIは大量のデータを学習して入力データの分類・判定を行いますし、生成AIは質問(プロンプト)により利用者が様々なデータを入力しながら利用します。例えば以下のようなシナリオを考慮してみると、AIによる情報漏えいのリスクをイメージしやすくなるかもしれません。

① 生成AI利用における組織のルール不備による情報漏えいリスク

組織における生成AI利用のルール化とその周知が遅れ、職員が個人で秘密情報保護に関する契約に不備がある生成AIを利用し、営業秘密にあたる情報を学習させてしまった。

② サプライチェーン(委託先)での情報漏えいリスク

AIによる情報分析を委託する企業で、分析データの管理不備があり、分析を委託した営業秘密にあたる情報が漏えいした。

③ AIの悪用による情報漏えいリスク

AIの悪用によりフィッシングメールのなりすましが巧妙化して職員がだまされ、営業秘密にあたる情報が漏えいした。

AIの利活用が日々の業務により一層密接に関わってくる潮流の中、AIを利用する際は、「こうしたリスクがある」という前提に基づき、自組織における営業秘密に関するAIの処理は何が想定されるのか、そうした処理に関するAI利用ルールやデータ管理ルールはどうなっているのか等の確認が必要です。AIを自社の業務やサービスに導入していない場合でも、個人が生成AIを利用する場合のルールは重要です。自分のPCで営業秘密に関する質問をする、等の使い方は避けるべきでしょう。さらに、AIを直接利用しないとしても、AIを悪用したフェイクコンテンツやなりすましによる営業秘密窃取のリスクが生じています。

AIの導入はさらに加速することが予想されますが、そのリスクについて最新の情報を収集し、組織のルールを作りながら効果的にAIを利活用することが望まれます。「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20220128_1.pdf

1. 前回小委員会からの動き

(2) 周知活動の実績①

- 令和5年改正の内容は多岐にわたっており、国会審議においても丁寧な周知について指摘があったことを踏まえて、**令和5年改正についての周知・啓発活動にも取り組んできた**ところ。

◆ **令和5年改正の改正事項全般についての説明会** ※前回小委以前に実施したものを含む。

➤ 産業界

日本経済団体連合会、日本商工会議所・東京商工会議所、経営法友会、日本知的財産協会、日本ライセンス協会、電子情報技術産業協会、日本製薬工業協会、日本鉄鋼連盟など

➤ 支援機関、関係行政機関など

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、日本弁護士会連合会（知財センター）、日本弁理士会、弁護士知財ネット、第二東京弁護士会、札幌弁護士会、金沢弁護士会など

➤ その他

特許庁主催全国実務者説明会（全国20都市で開催）

◆ **デジタル環境での形態模倣品提供行為（第2条第1項第3号）についての説明会** ※前回小委以前に実施したものを含む。

➤ デザイナー・ファッション業界等の関係者

日本デザイン団体協議会（公益社団法人日本インダストリアルデザイン協会、日本インテリアデザイナー協会、日本グラフィックデザイン協会、日本ジュエリーデザイナー協会、日本空間デザイン協会、日本パッケージデザイン協会、日本サインデザイン協会）、NPO法人バーチャルライツ、日本アパレル・ファッション産業協会

➤ 支援機関、関係行政機関など

日本特許情報機構（JAPIO）、日本知財学会

1. 前回小委員会からの動き

(2) 周知活動の実績②

- 営業秘密の保護・管理、漏えい防止に向けた説明会のほか、不正競争防止法に関する各種の啓発活動を実施。

◆ 営業秘密の保護・管理、漏えい防止に向けた説明会

➤ 技術流出・安全保障貿易管理説明会

貿易局主催の説明会。外為法（機微技術取引）、産業競争力強化法（技術管理認証制度）とともに、不正競争防止法の営業秘密管理・保護について国内の中小企業を対象に説明。

➤ その他の説明会・講演

東京都知的財産総合センター、東北大学知財セミナー、日本労働組合総連合会（連合）、デジタルリスクフォーラム、大阪府工業協会などにおいても、不正競争防止法の営業秘密管理・保護について説明会・講演を実施。

◆ 不競法に関するその他の説明会・講演

その他、執行を担う警察や税関向けの説明会・講演も年に複数回実施。

1. 前回小委員会からの動き

(3) 外国公務員贈賄に関するワーキンググループの開催

- 令和6年10月、第9回外国公務員贈賄WGを開催。
- 外国公務員贈賄罪を巡る最近の動向や、企業における贈賄防止のための取組について紹介するとともに、OECD外国公務員贈賄防止条約の対日審査への対応状況について報告し、ご議論いただいた。

議題

1. 外国公務員贈賄を巡る最近の動向

- ・ 外国公務員贈賄罪の適用事例
- ・ 普及啓発活動の報告

2. 企業における外国公務員贈賄防止のための取組

3. OECD外国公務員贈賄防止条約 対日審査への対応状況等

- ・ 外国公務員贈賄罪の適用事例についてのモニタリング

等

委員名簿 (敬称略・50音順)

	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科 教授
	梅津 英明	森・濱田松本法律事務所 弁護士
	五味 祐子	国広総合法律事務所 弁護士
座長	佐伯 仁志	中央大学法務研究科 教授
	水野 博章	日本貿易会 法務委員会 委員長 豊田通商株式会社 法務部長
	西谷 祐子	京都大学大学院法学研究科 教授
	和田 照子	日本経済団体連合会 国際経済本部長
	(オブザーバー) 警察庁、消費者庁、法務省、外務省	

2. 営業秘密を巡る近年の動向

(1) 営業秘密関連の刑事事件・企業相談の推移

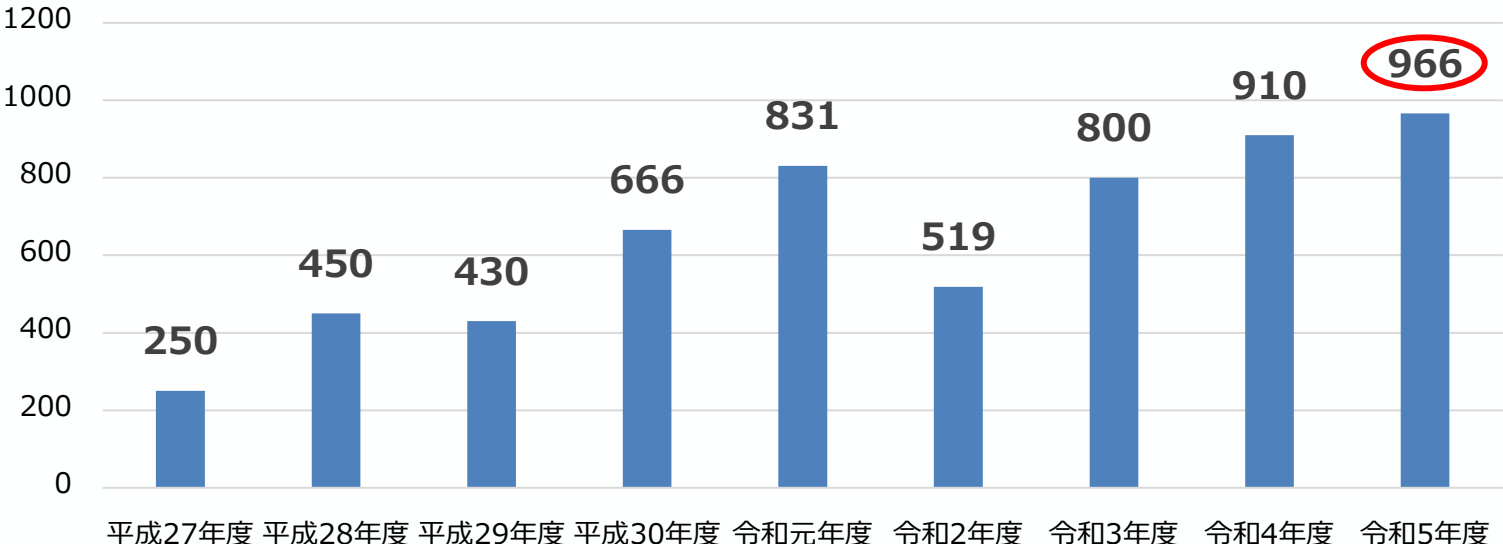
- 平成27年の不正競争防止法改正とともに、執行機関、相談・支援団体との連携を強化。
- 平成28年以降、警察、支援団体における営業秘密に関する相談（刑事事件化、内部の管理体制の確認・構築支援）は、令和2年を除き漸増傾向であり、令和5年度は過去最高を記録。営業秘密の保護に向けて、関係者の認知が進んでいる状況。

・ 近年の営業秘密侵害罪（検挙件数・相談件数の推移）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検 挙 件 数 ※ 不 競 法 全 体	4 1	5 5	4 9	4 4	3 7	3 5	5 3	4 1	4 7	5 3	3 7
営業秘密侵害罪 検 挙 件 数	5	1 1	1 2	1 8	1 8	1 8	2 1	2 2	2 3	2 9	2 6
検 挙 人 員 数	1 3	1 3	3 1	2 5	2 5	2 3	2 7	3 8	4 9	4 5	4 1
検 挙 法 人 数	2	0	4	4	0	0	0	1	0	1	2
相談受理件数	1 2	2 9	2 6	3 5 ▶▶▶	7 2	4 7	4 9	3 7	6 0 ▶▶▶	5 9 ▶▶▶	7 8

※警察庁「令和5年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づき作成

・ INPIT（工業所有権情報・研修館）における営業秘密に関する相談窓口による個別企業支援（相談件数の推移）



※INPIT／営業秘密官民フォーラム
資料をもとに経済産業省作成

2. 営業秘密を巡る近年の動向

(2) 令和5年以降の主な事案①

- 依然として従業員・退職者による競業会社への営業秘密の持出し、海外への流出が散見される。

年月	被害法人	事案概要
令和5年2月 (刑事判決①： 令和5年5月 刑事判決②： 第一審 令和6年2月 第二審 令和6年10月 ※民事は係争中)	大手寿司チェーンの親会社	【民事】 ・ 回転すしチェーン親会社A社の元幹部が、<u>同業大手B社に転職し、A社時代の元同僚から商品の原価や仕入れ先情報などに関するデータを受け取っていた</u>として、<u>当該元幹部と転職先の従業員、法人としての転職先企業が提訴された</u>事案。(令和5年2月)現在係争中。 ・ 当該元幹部は、B社に転職後、B社の社長に就任していた。 【刑事】 ・ この事案の刑事裁判として、当該元幹部に対して懲役3年(執行猶予4年)罰金200万円の判決。(令和5年5月) ・ さらに、転職先(B社)の従業員に対して懲役2年6月(執行猶予4年)罰金100万、転職先企業(B社)に罰金3,000万円の判決。(令和6年10月)
令和5年6月 (公判中)	国立研究開発法人	【刑事】 ・ <u>「フッ素化合物」の合成技術に関する研究データを中国企業にメールで漏えいした</u>疑いで、国立研究開発法人に所属する研究員(中国籍)が逮捕された事案。(令和5年6月) ・ 研究データの提供を受けた中国企業は、約1週間後に中国で類似する内容について特許を出願(当該研究員も発明者として記載あり)。 ・ 現在公判中。
令和5年6月 (判決：令和6年2月)	大手硝子びんメーカー	【刑事】 ・ 大手硝子びんメーカーが独自開発した<u>軽量ガラス瓶の成形技術(プログラム)を中国企業に不正に売り渡す目的で不正入手し、個人メールに送信した</u>として、元従業員(中国籍)が逮捕された事案。(令和5年6月) ・ この元従業員は、中国のガラスメーカーと技術ライセンス契約直後にプログラムを不正取得し、当該中国のガラスメーカーから約1億9,000万円の振込を受けた。 ・ その後、元従業員に対し、懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金100万円の判決。なお、海外重罰規定である令和5年改正前の不競法21条3項1号が適用された。(令和6年2月)

2. 営業秘密を巡る近年の動向

(2) 令和5年以降の主な事案②

- 依然として従業員・退職者による競業会社への営業秘密の持出し、海外への流出が散見される。

年月	被害法人	事案概要
令和5年9月 (判決：令和6年8月)	総合商社	【刑事】 - 総合商社の元従業員が、別の総合商社に転職した際に、元同僚のIDとパスワードを使用して、自宅のパソコンから転職元の総合商社のサーバーに不正接続し、海外の自動車メーカーとの取引台帳や、自動車部品の開発に関する資料など、3件のファイルをダウンロードしてパソコンに保存した疑いで逮捕された事案。 - その後、元従業員に対し、懲役2年（執行猶予4年）、罰金100万円の判決。（令和6年8月）
令和6年1月 (判決：令和6年7月)	大手電気通信事業者の子会社	【刑事】 - 大手電気通信事業者の子会社の元派遣社員が、岡山県内企業の顧客情報を不正に持ち出して名簿業者にメールで漏えいしたとして、逮捕された事案。（令和6年1月） - 当該元派遣社員は、複数の名簿業者に約250回にわたり顧客情報を売却し、約2,500万円を受け取ったとされる。 - 元派遣社員に対し、懲役3年（執行猶予4年）、罰金100万円の判決。（令和6年7月）
令和6年10月	大手電子部品メーカー	【刑事】 - 大手電子部品メーカーに勤めていた元研究員が、国内外で開発競争が進む電子部品「MEMS」の開発や材料などに関する研究データを、社有パソコンから私用のメールアドレスに送信し、不正に持ち出したとして、書類送検された事案。（令和6年10月） - 持ち出されたデータは元研究員が所属する研究室のメンバーにメーリングリストで共有されていたとされる。
令和6年11月	大手精密機器メーカー	【刑事】 - 大手精密機器メーカーに勤めていた中国籍の元派遣社員が、営業秘密にあたる部品の資料を持ち出したとして、不正競争防止法違反の疑いで逮捕された事案。（令和6年11月） - 精密機器の部品の改良を担当する部署に所属しており、内部調査を経て当該精密機器メーカーが令和6年5月に警察に告訴していた。

2. 営業秘密を巡る近年の動向

(3) 情報漏えいの傾向

- 情報セキュリティへの脅威ランキングで、「内部不正による情報漏えい被害」が上位(第3位)。

情報セキュリティ10大脅威 2024 脅威ランキング

「情報セキュリティ10大脅威 2024」は、2023年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける事案から、IPAが脅威候補を選出し、情報セキュリティ分野の研究者、企業の実務担当者など約200名のメンバーからなる「10大脅威選考会」が脅威候補に対して審議・投票を行い、決定したものです。

🔗<https://www.ipa.go.jp/security/10threats/10threats2024.html>

順位	「組織」向け脅威	前年順位	初選出年	10大脅威での取り扱い (2016年以降)
1位	ランサムウェアによる被害	1位	2016年	9年連続9回目
2位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃	2位	2019年	6年連続6回目
3位	内部不正による情報漏えい等の被害	4位	2016年	9年連続9回目
4位	標的型攻撃による機密情報の窃取	3位	2016年	9年連続9回目
5位	修正プログラムの公開前を狙う攻撃（ゼロディ攻撃）	6位	2022年	3年連続3回目
6位	不注意による情報漏えい等の被害	9位	2016年	6年連続7回目
7位	脆弱性対策の公開に伴う悪用増加	8位	2016年	4年連続7回目
8位	ビジネスメール詐欺による金銭被害	7位	2018年	7年連続7回目
9位	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃	5位	2021年	4年連続4回目
10位	犯罪のビジネス化（アンダーグラウンドサービス）	10位	2017年	2年連続4回目

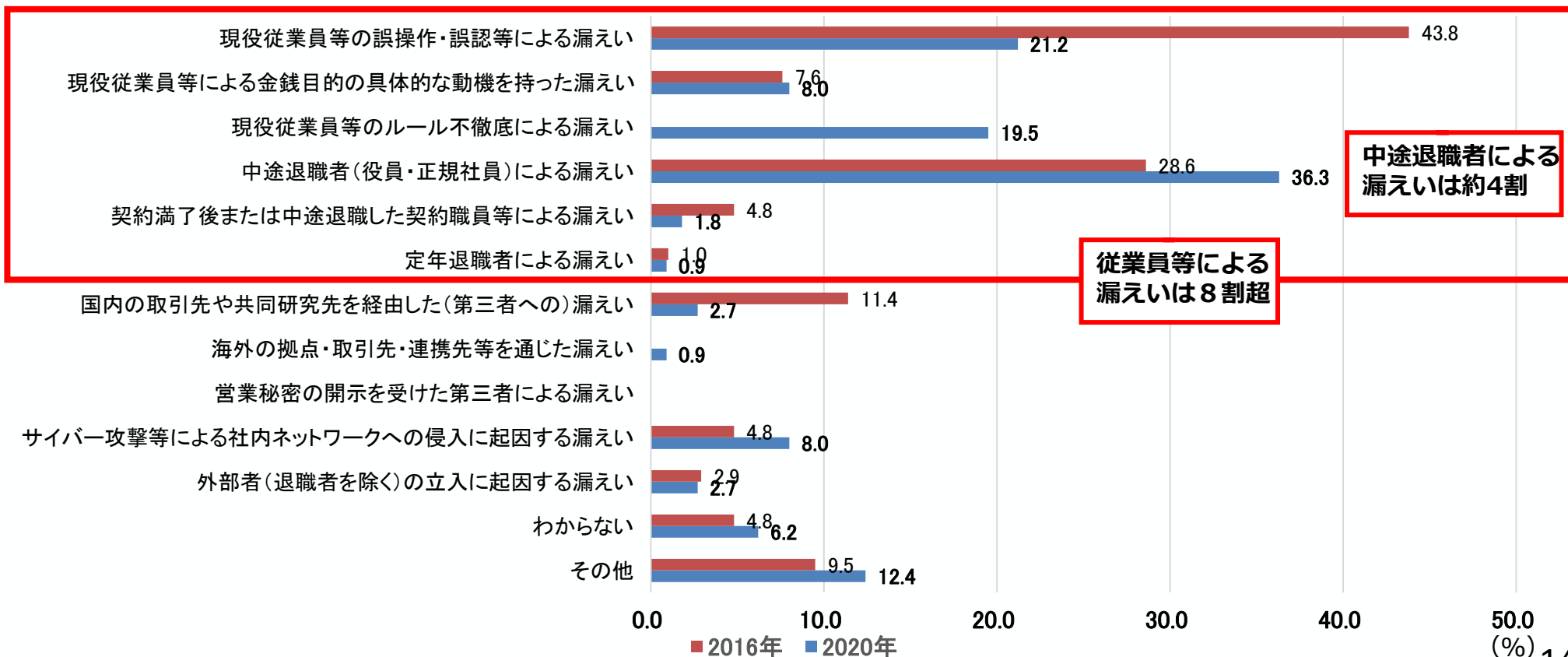
2. 営業秘密を巡る近年の動向

(3) 情報漏えいの傾向

- 令和2年度に実施された「企業における営業秘密管理に関する実態調査2020」によれば、従業員・役員（現職・退職者）を通じた漏えいが8割超に達している。
- 現役従業員等の誤操作・誤認（うっかり）による漏えいは前回調査（平成28年度実施）に比べ、約半減。他方、中途退職者による漏えいは前回に比べ、増加（約4割）。

営業秘密の漏えいルート（経年比較）

(n = 113)



（出典）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「企業における営業秘密管理に関する実態調査」（令和3年3月）に基づいて、経済産業省作成

3. 営業秘密に関する取組み

(1) 従業員向けパンフレット「知っておきたい営業秘密」の作成・公表

- 従来当室で作成・公表してきた啓発資料（「営業秘密管理指針」・「秘密情報の保護ハンドブック」・「ハンドブックのてびき」）は、主として企業・研究機関において営業秘密管理を担う経営層・担当者に向けた内容から構成されている冊子である。
- しかし、日々の業務で、実際に営業秘密に接する従業員等にとって、
①どのような行為が不正競争防止法違反となるのか、
②そもそも営業秘密とはどのような情報なのか、
③普段から気をつけるべきことは何なのか、
といった従業員目線での留意事項の理解に資する啓発資料は、これまで存在していなかった。
- 従業員向けのわかりやすい啓発資料の作成が要望されていたことから、関係団体と協議・検討を重ね、令和6年6月、本パンフレットの公表に至った。
- また、昨今の外国人労働者数の増加等も踏まえ、本パンフレットの英語版についても作成を行い、令和6年11月に当室HPにて公表している。
- なお、日本語版冊子については、令和6年12月16日時点で、6,000部以上を配布。
- 日本語版冊子は、当室HPにて郵送対応も受け付けており、希望者に配布している（送料は申込者負担）。



【日本語版】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shitteokitai_eigyohimitsu.pdf

【英語版】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shitteokitai_eigyohimitsu_english.pdf

3. 営業秘密に関する取組み

(2) 海外における営業秘密漏えい対策支援事業（中小企業アウトリーチ事業）

営業秘密の「予防」の観点から、営業秘密漏えい対策支援事業を実施。

- グローバル化により海外に進出する日系企業の増加、それに伴う技術情報等の漏洩リスクも増大している。
- 一方、中小企業を中心に、営業秘密管理の重要性認識や管理体制整備が不十分な企業は少なくない。
- そこで、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットに、日本企業の営業秘密管理体制整備の支援を拡充させ、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的として、平成31年度より本事業を実施している。

営業秘密漏えい対策支援事業

中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、欧州
のいずれかに拠点を有する日本企業

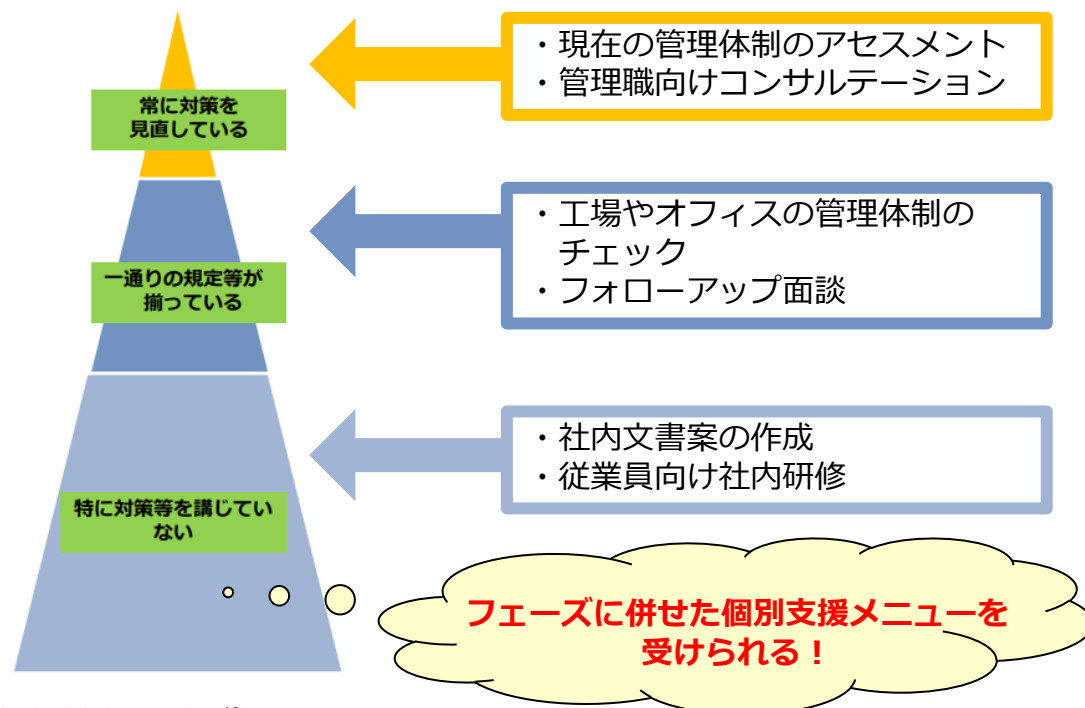
または

日本企業の出資を受けている中国、タイ、ベトナム、
インドネシア、インド、欧州の現地法人
を対象に専門家によるハンズオン個社支援を実施。

(メニューの例)

- ・ 現在の管理体制のアセスメント
- ・ 社内文書案の作成
- ・ 管理職向けコンサルテーション
- ・ 従業員向け社内研修
- ・ 工場やオフィスの管理体制のチェック
- ・ フォローアップ面談

企業の漏えい対策フェーズ



(出典) 令和5年度の事業実績

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa6/08_240628_JETRO.pdf

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r5_report.pdf

4. 知的財産に関するその他の取組み

知財ライセンスに関する調査・分析

- 平成21年度に、知的財産の価値評価及びロイヤルティ料率に関する実態調査を実施。
👉 https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline/list15.html
- 改めて、現在の実態を把握するために、知的財産を活用する国内企業に対しアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、情報の整理及び分析を行う予定である。

【調査概要】

1. 目的

- ✓ 知財流通／知財価値評価の円滑化（知財譲渡やM&Aなどにおいて）
- ✓ ライセンス交渉活動の円滑化（特に中小企業や異業種間交渉におけるニーズ）
- ✓ 司法・行政判断をより実態を踏まえたものに（侵害訴訟における損害賠償額算出等）

2. 調査対象

特許・商標出願等の知的財産活動を行っている企業・団体3,000者程度

3. アンケート概要

- ① 自社のロイヤルティ料率に関する相場
- ② ①の変動要因とその変動率 等

参考：デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（2023年3月）

営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度の創設（抜粋）

オープン・イノベーションの進展等を背景に、自社で保有している技術（ノウハウ）やデータを他社にライセンスする機会が増加している。しかし、不競法には、特許法や著作権法等の知的財産権法において設けられている権利者から許諾を受けたライセンシーの保護に係る規定がない。他方、実務上、営業秘密や限定提供データを対象とするライセンス取引が行われている中で、現行法では、ライセンスの対象となる営業秘密・限定提供データやこれに関連する事業が譲渡された場合やライセンサーが破産等してライセンス契約が管財人により解除された場合、ライセンシーは、事業等の譲受人や破産管財人に対して当該技術やデータの使用継続を主張する権利・権原が当然にはない。

このように、ライセンシーの地位が不安定であることを踏まえ、（中略）ライセンシーを保護するための制度整備が必要・期待される、といった意見が多くあったため、今後具体的な制度整備について検討を進める、との方向性を示した。なお、具体的な対応方法については、①営業秘密等を利用する利用権を新たに設定し、当該権利の対抗力を規定するアプローチ、②適用除外規定の整備（営業秘密保有者等から取引によって営業秘密等を取得した者がその取引によって取得した権原の範囲内において当該営業秘密等を使用等する行為を不正競争行為の対象から除外する、かつ破産法第53条第1項等の適用除外を規定する）を行うアプローチを提示し、制度の実現可能性、ライセンシー保護の安定性、実務への影響等の観点を踏まえつつ、今後具体的な検討を進める、との方向性を示した。

（中略）

営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度の措置にあたっては、法理論上なお整理すべき課題がある中で、特許法等と同様の制度措置を行うことへの潜在的なニーズは存在するものの、現時点では実際のトラブル事例が顕在化していないことから、実務の動向を注視し、取り得る措置について、関係省庁等と調整しつつ、引き続き検討を継続していく、との方向性を示した。

上記提案について、本小委員会においては、大きな異論がなく、了承された。

5. 議論いただきたい論点

- 令和5年改正を含め、数年ごとに不正競争防止法の改正を実施することで、制度的手当をしてきたところではあるが、より**中長期的な視点で不正競争防止法のあるべき姿等について議論いただきたい。**
- 営業秘密漏洩に関しては、近年相談・検挙件数の増加のみならず、従業員・退職者からの漏洩が増加している。**企業の営業秘密漏洩への関心が高まる中で、政府の取り組みとして改善していく点はあるか。**（例：様々なメディア媒体を用いた広報活動の促進、エンフォースメント強化に向けた取組の推進、関係機関との連携等）
- 本年は令和5年改正を踏まえ指針や各種パンフレットの策定・改訂や周知・普及啓発を中心に活動してきた。将来的な社会環境の変化を見据えた際に、過去の小委における議論を踏まえ、**本質的な不競法のあるべき姿、課題等はあるか。**
- 政府全体の中長期的な視点に立った知財政策の方向性等を踏まえ、**中長期的に検討・対応すべき制度的課題はあるか。**（例：AIなどの技術進展による新たな懸念への対応等）

上記の論点に限らず、ご自由にご議論いただきたい。

<参考> 今後の予定（案）

日 程	議 題
第26回（第1回） 12月16日 （本日）	● 不正競争防止法を巡る状況について（報告） ● 「営業秘密管理指針」の改訂方針（案）について
第27回（第2回） 令和7年1月後半	● 「営業秘密管理指針」の改訂案 ● その他
（「営業秘密管理指針」の改訂案に関するパブリックコメント）	
第28回（第3回） 令和7年3月後半	● パブリックコメントの結果と改訂内容のとりまとめ ● その他